訟事件手続法第二十二条第一項ただし書」とあるのは「の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）」とあるのは「非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書の許可を得て手続代理人となったものを除く。）又は監督委員若しくは調査委員として選任を受けた者」と、「当該委任」とあるのは「当該委任又は選任」とする。

第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第五項、第八百九十二条第四項、第八百九十七条第二項、第八百九十八条第四項並びに第八百九十九条第四項中「裁判書」を「電子裁判書」に改める。

第七編第三章第五節に次の一条を加える。

第九百六条の二　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第八百二十五条第六項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の報告又は計算に関しファイルに記録された事項（以下この条において「報告等記録事項」という。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　利害関係人は、裁判所書記官に対し、報告等記録事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3　利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、報告等記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又は報告等記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が報告等記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4　前条第四項及び民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、報告等記録事項について準用する。

第九百四十四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第二節　会社法の一部改正に伴う経過措置

（財産目録等の提出に関する経過措置）

第二百八十八条　前条の規定による改正後の会社法（以下この節において「改正後会社法」という。）第五百二十一条の規定は、施行日以後に開始される特別清算事件（以下この節において「改正後特別清算事件」という。）における財産目録及び貸借対照表の提出について適用し、施行日前に開始された特別清算事件（以下この節において「改正前特別清算事件」という。）における財産目録及び貸借対照表の提出については、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第二百八十九条　改正後会社法第八百八十三条において準用する民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後特別清算事件における電子裁判書に係る送達報告書の提出について、適用する。

（電子裁判書の公示送達に関する経過措置）

第二百九十条　改正後会社法第八百八十三条において準用する民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後特別清算事件における電子裁判書の公示送達について適用し、改正前特別清算事件における裁判書の公示送達については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第二百九十一条　改正後会社法第八百八十六条の三の規定は、改正後特別清算事件に関する事項の証明について適用し、改正前特別清算事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第二百九十二条　改正後会社法第八百八十九条第四項、第八百九十条第一項及び第二項、第八百九十一条第五項、第八百九十二条第四項、第八百九十七条第二項、第八百九十八条第四項並びに第八百九十九条第四項の規定は、改正後特別清算事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前特別清算事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

第三節　会社法の一部改正に伴う関係法律の整備

（無尽業法の一部改正）

第二百九十三条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第八項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

（無尽業法の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十四条　前条の規定による改正後の無尽業法第三十一条第八項の規定は、施行日以後に開始される無尽会社の清算の監督に関する事件における財産目録及び貸借対照表の提出について適用し、施行日前に開始された無尽会社の清算の監督に関する事件における財産目録及び貸借対照表の提出については、なお従前の例による。

（公認会計士法等の一部改正）

第二百九十五条　次に掲げる法律の規定中「、第九百五条及び第九百六条」を「及び第九百五条から第九百六条の二まで」に改める。

一　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の二十二第四項
二　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十五第一項
三　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十六条第四項
四　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第四十一条第四項
五　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三条の二十一第三項
六　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条の二十一第三項
七　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十五第三項
八　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十五条第三項

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第二百九十六条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十四条中「、第九百五条及び第九百六条」を「及び第九百五条から第九百六条の二まで」に改める。

第百六十四条第四項中「若しくは第二款」と」の下に「、同法第八百八十六条の二第一項中「第二編第九章第二節若しくはこの節」とあるのは「投資法人法第三編第一章第十二節第二款」と」を加える。

（銀行法の一部改正）

第二百九十七条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第八項中「記載した書面」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第二百九十八条　前条の規定による改正後の銀行法第四十五条第八項の規定は、施行日以後に開始される銀行の清算の監督に関する事件における財産目録及び貸借対照表の提出について適用し、施行日前に開始された銀行の清算の監督に関する事件における財産目録及び貸借対照表の提出については、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第二百九十九条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「並びに」を「及び」に、「及び第九百六条」を「から第九百六条の二まで」に改める。

第六十五条第六号及び第九十六条の十四第三項第十号ニ中「謄本」の下に「又は裁判の内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」を加える。